



「店舗や通信販売で購入した商品をクーリング・オフしたい」という相談が入りました。

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売など突然の勧誘で、冷静に判断できないような取引の場合などに、無条件で解約できる制度です。

店舗販売や通信販売など、消費者がじっくり考えて契約できる取引の場合、クーリング・オフは適用されません。解約するには事業者の合意が必要です。

「陸別くらし塾」は、「くらしのセミナー」を主な活動の場としています。
 次回開催日：令和2年11月12日（木） 会場：役場3階第3会議室
 どなたでも参加できますので、興味のある方は、お気軽にお越しください。
 お問い合わせ 役場産業振興課商工業振興担当 27-2141